

国指定谷津鳥獣保護区
谷津特別保護地区
指定計画書（環境省案）

平成20年 月 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

谷津特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

谷津鳥獣保護区のうち、千葉県習志野市谷津3丁目1891番の382及び1891番の580の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成20年11月1日から平成40年10月31日（20年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

谷津鳥獣保護区は、千葉県習志野市西部の東京湾奥部に位置し、面積41haのうち40haが干潟から構成されている。海との連絡は干潟の東端と西端にある2本の水路でなされており、周囲は住宅地と道路によって囲まれているが、東京湾に残された数少ない干潟となっている。

このような自然環境を反映して、当該区域では、チドリ目69種を含む16目45科201種の鳥類が確認されている。特に、チドリ科のダイゼンやメダイチドリの個体数密度は国内でも有数の地区であり、シギ科のハマシギ、トウネン、キョウジョシギ、キアシシギ、オオソリハシシギ、セイタカシギ等の個体数は、東京湾の中では最多である。また、ハマシギ、ダイゼン、メダイチドリ、シロチドリ、チュウシャクシギ等の推定個体数の1%以上が中継地として当該区域を利用しているほか、環境省が作成したレッドリストⅡ類のセイタカシギ、ズグロカモメ等の生息が確認されているなど、当該区域はシギ・チドリ類やカモ類を始めとする鳥類にとって極めて重要な渡りの中継地及び越冬地となっている。

特に、当該干潟は、泥質干潟であることからゴカイ類の生息数が豊富で、水鳥にとって貴重な採餌及び休息の場となっている。中でも、シベリア等の繁殖地とオーストラリア等の越冬地を行き来するシギ・チドリ類にとって重要な中継地となっており、利用可能な干潟が減少してしまった東京湾に残る渡来地としても、特に重要な区域となっている。

このように、当該区域は、谷津鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその中継地・生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
- 2) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場巡視や地元習志野市等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 3) 近年、アオサが干潟のほぼ全面で発生し、干潟内の底生生物の減少による鳥類の採餌環境の悪化、アオサの腐敗に伴う悪臭による近隣住民への影響等が問題となっていることから、関係機関の連携により、アオサの除去活動やモニタリング調査等の対策を実施する。
- 4) 鳥類の生息に影響のない範囲で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 40ha

内 訳

ア 形態別内訳

林野	-ha
農耕地	-ha
水面	40ha
その他	-ha

イ 所有者別内訳

国有地 40ha

国有林 国有林以外の国有地	-ha	国土交通省所管 環境省所管	-ha
	40ha		40ha

地方公共団体有地 -ha

私有地等 -ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 -ha

自然公園法による地域 -ha

文化財保護法による地域 -ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、千葉県習志野市の西部に位置し、東京湾奥部の泥質干潟が周囲の埋め立てにより残されたものである。

イ 地形、地質等

当該区域は、谷津川と高瀬川の2本の水路により東京湾に連結している干潟で、満潮時には水深約1.6mに達し、干潮時には有機質に富む泥質地が干出する。

ウ 植物相の概要

干潟の北辺部沿いの西側部分と南辺部沿いのところどころにはアシが生育している。

エ 動物相の概要

当該区域は、有機質に富む泥質地であるため、ゴカイ類、貝類、カニ類等の底生生物やボラ、ハゼ等の魚類も生息しており、渡り鳥を主とした水鳥の採餌場、休息場として適した環境にあり、シギ・チドリ類、カモ類、サギ類、カモメ類等が多数飛来してきており、特にシギ・チドリ類は全国有数の渡来地となっている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域においては、農耕地を含んでいないことから、農林水産物への被害は発生していない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 鳥獣保護区特別保護地区用制札 | 25本 |
| (2) 案内板 | 1基 |
| (3) その他(解説板) | 4基 |